

令和5年第4回定例会（12月15日召集）

○質問 西川泰弘議員「コミュニティバス等の導入について」

高齢化社会と言われている現代において、2025年には団塊の世代が後期高齢者に到達することで、更に高齢化が加速すると共に一人暮らし世帯の増加が見込まれます。今後、高齢者の生活環境、意識や価値観が一層多様化することを踏まえた対策の構築が求められます。

現在はまだ、福祉支援や介護支援を受けるに至っていないものの、買物や病院等へ出掛けるのに車が無く不便を感じる、足腰が悪く歩くのも辛いなど、町民個々が様々な問題を抱えている現状であります。更に、高齢者だけでなく子育て世代などにおいても交通弱者である方もいらっしゃいます。

町内における交通事情を見ますと、今後を含め現状に充分に対応されていると感じられず、コミュニティバス等の導入など高齢者等が町内を移動する為の施策が必要であります。他町村の状況を見ますと、既に自治体DXを活用したコミュニティバスやデマンドバスを導入して町民の足の確保に取り組まれている事例もあります。

本町として今後、地域交通の利便性向上に向け、どのような取組みを考えられるかお伺いします。

○答弁 遠藤憲彦副町長

町内の公共交通については、JR・道北バス・タクシーによる民間交通の他、町で委託するスクールバスによる混乗型の路線バスの運行や、外出支援サービスによる病院や金融機関等への送迎、高齢者買い物支援サービスといった福祉・介護系の移動支援など、複数の施策により移動の確保を行っております。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、福祉・介護系の支援要件に該当しない方や、近くにバス停がないといった交通空白地域に住む方など、移動に不便を感じている方がいらっしゃるのが現状でございます。

昨年行った、まちづくりアンケートでも「交通の便利さ」に30%の方が不満を感じており、生活基盤で特に必要な施策に「公共交通の維持」が47%と一番多く挙げられていたことを踏まえ、今年度よりそれぞれの担当者による全体的な検討を行っているところでございます。

現在、予約に応じて運行する「デマンド交通」を令和7年度の導入に向けて検討しております。町内の主な施設やお店、自宅周辺などに細かくバス停を設けることで、路線を走るバスと比べて、自宅や目的地に近い場所まで移動できるもので、乗合になりますが、低料金で利用できる仕組みを考えております。

また、委託している複数の交通施策も一体的に見直し、住民の利便性を図り、当麻町に適する交通を検討してまいりますので、ご理解願います。

○質問 深谷俊文議員「高齢者買い物支援制度の拡充について」

現在本町では、高齢者の在宅福祉サービスとして自宅から市街地の商店までを無料送迎車により

送迎するとともに、安否確認を実施しています。

利用対象者は75歳以上の方のみで構成される世帯で、自家用自動車等の移動手段を持たない世帯となっております。

便利な施策ですが、現金で買い物をすることが多い高齢者の場合、金融機関に立ち寄ってから買い物に行きたいという方が多いようです。

町内の金融機関は、旭川信金、北洋銀行、ゆうちょ銀行が隣接しており、その少し離れたところにJAバンクがあります。

現行の買い物支援制度は、送迎対象が自宅と商店、店舗までとなっておりますが、希望すればこれらの金融機関に立ち寄ることができる様、制度の拡充を行うことができないかと考えますが、町長の考えを伺います。

○答弁 遠藤憲彦副町長

高齢者買い物支援については、議員ご発言のとおり、高齢者の自宅から市街地の商店、店舗間を無料送迎車により運行し、買い物支援サービスを実施しながら、安否確認も併せて実施しているところ です。

その際、現金で買い物をする機会が多い高齢者のために、買い物の前に金融機関に立ち寄る事ができる様、制度拡充を、との事ではありますが、平日に買い物支援を利用される高齢者は、各金融機関の営業中に、窓口やATMで現金を引き出す事が出来ますが、土曜日に買い物支援を利用される高齢者は、各金融機関が休業となっており、ゆうちょ銀行とJAバンクのATMでのみ現金を引き出す事となるため、利用者間のサービスに差が生じ、不公平感を感じることも考えられます。また、地域ごとに利用する曜日を分けておりますので、一度決定した曜日を別の曜日に変更することは、混乱を招く恐れもあります。

なお、このサービスは、あくまでも日常生活に必要な食料品及び日用雑貨品等の購入が困難な高齢者を対象としており、開始から10年間、特段の苦情等もなく運行しております。加えて、先ほど西川議員からの一般質問に対する答弁のとおり、町全体の交通施策を一体的に見直し、「デマンド交通」の導入を検討していることから、それまでは現行の買い物支援サービスを引続き現状通り運用して参りたいと考えますので、ご理解願います。

○質問 片原康夫議員「消防吏員の増員について」

消防吏員は、消火活動や火災予防活動、救急活動や救助活動など住民の大切な命と個人、公共の財産を守る職務に日夜あたっております。

本町には、現在18人の消防吏員がおり、消防団員は令和5年9月1日現在で97人、平成25年3月31日時点では消防団員が115人でしたので、18人減少しました。

令和4年版消防白書によると全国の消防団員数は、令和4年4月1日時点、78万3578人で平成30年以降1万人以上の減少が続き、特に令和4年には、前年比2万人以上が減少、初めて80万人

を下回る状況にあり、今後も減少傾向が続くと予想されます。

また日々進化する消火活動や救急活動、救助活動は、より迅速・的確な初動対応、より高度な技術の習得、より専門的な業務が、必要になると予想されることから、消防吏員を増やしてはどうかと思いますが、町長の考えを伺います。

○答弁 遠藤憲彦副町長

本町の消防職員は、現在18名の職員で消防業務を遂行しており、出動件数は、令和4年度が、火災5件、救急334件、令和5年度はこれまでに、火災7件、救急346件の対応を行っております。

議員のご質問にございました、より迅速・的確な初動対応、より高度な技術の習得、より専門的な業務の必要性のため、消防吏員を増やしてはどうかということではございましたが、救急需要の増加や災害・事故への役割の多様化など、消防の担う役割はますます重要となっている中で、消防吏員は、様々な想定のもと、日々訓練と研鑽を重ねているほか、近隣3町での災害時特命出動による広域連携を行うなど、現在の人員で対応できる体制を整えております。

更なる消防・救急体制強化のためには、職員の増員をしていくことも考えられますが、そのためには、職員の労務管理や年齢構成など、現状をしっかりと分析したうえで、検討していく必要があると考えます。

また、財政状況に影響することでもあることから、慎重に検討を行い、消防力の強化について、適切に対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○質問 加藤 功議員「ヤングケアラーの実態調査について」

ヤングケアラーは慢性的な病気や障害のある親の介護や幼いきょうだいの世話などを日常的に担う18歳未満の子どものことを言います。

ヤングケアラーの国の調査では、小学生15人に1人、中学生17人に1人、高校生24人に1人と公表されており、当麻町においても皆無ではないと思います。

この問題で現状を把握するのはむずかしいのが実態ではないでしょうか。

周囲の大人が子どもの生活状況に目をむけ寄り添う必要があると思いますが、町として、今後、実態把握にどのように対応していかれるのか、町長の考えを伺います。

○答弁 遠藤憲彦副町長

ヤングケアラーの問題は、子どもでは抱えきれない責任や負担の重さから、当人の学業や友人関係などに影響を及ぼす可能性があると言われており、私としても憂慮すべきことと捉えております。また、国においてもこの問題は、法改正により市区町村での設置が今後努力義務となる、「こども家庭センター」が取り組む重要課題とされており、今後、ヤングケアラーに特化した、国費による訪問支援事業の創設などが予定されております。

国の調査結果を踏まえての、町によるこの問題の実態把握につきましては、ヤングケアラーと定義される子どもたち当人にその意識が薄い、または、ケアラーであることを知られたくないと考える子どもたちも多いと指摘する、関係機関の報告もあります。また、こども家庭庁も、初回調査の不足点を補う2回目の調査を計画しているなど、議員ご指摘のとおり、適格な現状把握は難しい側面があると考えております。

町といたしましては、現在、ヤングケアラーに限らず、児童虐待等、つらさや困難を抱えた子どもの気付きと対応に万全を期すべく、町、教育委員会、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを含めた町内小中学校、児童相談所、警察、医療機関、民生委員児童委員、社会福祉協議会などで構成する町要保護児童対策地域協議会、通称要対協により、守秘義務が課される中、随時情報を共有しつつ、対策を協議する取り組みを強化しており、それぞれの機関が法に基づいた各種支援・措置等を講じております。

なお、その担当職員として町子育て支援課に、前年度までの保健師と社会福祉士各1名の計2名に、本年度より社会福祉士1名を加えて3名の専門職体制としておりますが、今後さらなる人員体制整備を図ってまいりますのでご理解願います。